



幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152・153)

下表のとおり、利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となる人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	締め切り
①届出保育施設の利用料	1～3月分の利用料償還払いの申請 ※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。 ※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは、認定通知書に同封した書類をご確認ください。	申請書提出締め切り 4月30日(木)
②私立幼稚園の預かり保育利用料		
③認定こども園1号の預かり保育利用料		
④待機児童支援助成金	1～3月分の助成金申請 継続して対象になる人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。 初めて申請する人や前回申請していない人は、子ども教育課1階窓口で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例) 届出保育施設に通園(毎月の基本保育料48,000円を支払い) ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請→差額の6,000円を④で申請→役場へ申請	

※申請の対象になるかなど、ご不明なことは子ども教育課へお問い合わせください。



町立の園(保育園・認定こども園など)で働く保育士・調理員を募集します

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線153)

町立の園(保育園・認定こども園など)で働く会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集します。職員の補充が必要になったときは、選考の上、随時面接を行います。募集職種は下表のとおりです。

職種	要件	1日の勤務時間	勤務日数	給与	勤務場所
保育士	クラス担任	7時間45分	月21日程度	月額193,132円～	町立保育園 または 認定こども園
	フルタイム			月額164,194円	
	パート	7時間45分以内※	要相談※	時給 1,008円	
調理員	フルタイム	7時間45分	月21日程度	月額157,304円	
	パート	7時間45分以内※	要相談※	時給 951円	

※勤務形態に応じて、社会保険ならびに雇用保険(週20時間以上の勤務かつ月額88,000円以上となった場合)へ加入、または雇用保険のみ加入する場合があります。

- ▶各種手当 通勤手当、期末手当(賞与)など有り
- ▶提出書類 ①須恵町会計年度任用職員履歴書
②該当する職種の資格証(免許証)の写し
- ▶提出先 子ども教育課 1階窓口

☎…問い合わせ先



コミュニティ事務局の開設日時が変わります

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線342)

4月1日(水)から、校区コミュニティの事務局開設日時が次のとおり変わります。

すこやかコミュニティ事務局(須恵第一小学校区)
▶開設日時 毎週月曜～金曜 13時～17時
※ただし、祝日は除く

いきいきコミュニティ事務局(須恵第二小学校区)
▶開設日時 毎週月曜～金曜 13時～17時
※ただし、祝日は除く

ふれあいレインボー事務局(須恵第三小学校区)
▶開設日時 毎週月曜～金曜 9時～17時
※ただし、祝日は除く

小学校の校区を単位として活動する校区コミュニティでは、いろいろな学習や活動を通して、「いつでも」「どこでも」「誰とでも」「世代を超えて」進めていくまちづくりを行なっています。

まちづくりの企画・運営は、それぞれの地域特性を活かした活動を地域の皆さんがアイデアを持ち寄って行なっています。



国民年金のお知らせ 令和2年度 学生納付特例の申請受付 開始

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

20歳になると、国民年金保険料を納めなければいけません。所得の少ない学生である場合、納付を猶予する制度(学生納付特例制度)があります。

4月から、令和2年度(令和2年4月～翌年3月)の申請受付が始まりましたので、希望する人は、手続きをしてください。

学生納付特例を申請するメリット

- ①在学中にけがや病気で障害が残ったときに、障害基礎年金を請求することができます。
- ②老齢年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。
ただし、納付免除ではなく、納付を猶予する制度なので、学生納付特例を受けた期間は、将来受け取る年金額には反映されません。

年金額を増やしたい場合は、10年間さかのぼって納付することができます。

- ▶必要なもの 学生証(もしくは在学証明書)、年金手帳
※代理人が申請する場合は、認印が必要です。
- ▶注意 点 ・前年度に申請した人も、毎年申請が必要です。必ず申請をしてください。
・学生納付特例を受けられるかは、前年中の所得を審査して決定します。

過去2年間で申請し忘れた人は、今すぐ申請してください。

平成31年度、平成30年度の申請を忘れていた人は、当時学生だったことを証明できるもの(学生証や在学証明証、卒業証書など)を持って、今すぐ手続きをしてください。

☎…問い合わせ先